

2020年度事業計画

2020年4月1日から2021年3月31日まで

I 基本方針

2020年度の事業は、前年度からの重要事業を継続する。当協会は、当協会の目的とする不特定多数の人が利用する施設等の公衆衛生の向上と住居内の環境衛生の確保を目指して、水利用設備に係る衛生管理に関する技術・技能の開発を行うとともに、衛生管理業務に携わる人々の知識の向上・育成をもって、当協会のさらなる発展と安定的運営基盤の確保を図り、より多くの国民の健康の維持に寄与しつつ、協会組織の拡大強化に努めることとする。

II 事業計画

(1) 教育・資格事業

●水利用設備環境衛生士の養成（新規受講）

①正会員及び賛助会員に対して、複数の従事者に資格を取得させる。

※新規会員のみならず、既会員に対しても未取得者の資格取得を推進する。

②水利用設備環境衛生士講習会の開催地周辺のホテル・旅館、入浴施設（スーパー銭湯、銭湯）、スポーツ施設（フィットネスクラブ、ゴルフ場等）にDMによる案内送付を継続的に行う。

③広報誌「水利協だより」春号配布時（4月）にチラシを同封する。

④広く一般の法人・個人（非会員）に対して資格の取得を促すため、機関誌及びホームページにて資格講習の日程を随時公開する。

◎東京 : 2020年 4月16日（木） 日建学院新橋校

2020年10月22日（木） 日建学院新宿校

◎大阪 : 2020年 5月21日（木） 日建学院梅田校

◎福岡 : 2020年 6月18日（木） 日建学院天神校

◎富山 : 2020年 9月17日（木） 日建学院富山校 ※初開催

◎神奈川 : 2020年11月19日（木） 日建学院厚木校

※この他に2～3会場で開催予定。

また、5名以上の講習希望者がある場合に2～3回程度、緊急開催する。

◎新規受講者数（予定） : @20名×10回=200名

●水利用設備環境衛生士の養成（更新受講）

2015年度（平成27年度）中に取得した資格者の更新講習の受講を促す。

◎対象者数（予定）：87名×受講率30%=26名

●衛生士登録証の発行

水利用設備環境衛生士の資格者が所属する施設または事業所に対して発行することにより、資格者のみならず施設の利用者及び事業所の訪問者に本協会並びに水利用設備環境衛生士について認知してもらう。

(2) 普及・啓発事業

●水利用設備機器の衛生管理に関する機関誌の発行

①機関誌を季刊（年4回）で発行する。

◎発行部数（予定）：各号1,500部

②主として会員及び衛生関連の行政担当部署（厚生労働省、全国の保健所等）、関連団体、水利用設備機器を所有・使用している施設を対象に広く国民に向けて機関誌を提供する。

◎原則、無償にて提供する。

※登録施設には、メール版を送信する。

●水利用設備環境衛生適合証の発行

従来の循環浴槽・冷却塔・貯水槽を保有する施設に加えて、グリス阻集器（グリストラップ）を保有する飲食店並びに空調を保有する施設、また飲料水の自動販売機に対する発行を会員数の増加とともに実施することで、前年より大幅増の発行をする。

◎清掃・検査完了証（予定）：300枚×2種=600枚

◎適合証発行（予定）：400枚

●水利用設備の水質検査（適合証発行要件を含む）

◎検査検体数（予定）：約800検体

※レジオネラ属菌のみならず、ホテル・旅館や入浴関連の組合などの団体単位での浴槽水4項目・原水6項目の検査推進、及びグリス阻集器の水質検査（一般細菌・黄色ブドウ球菌・大腸菌群・大腸菌）、その他の水関連機器の水質検査を推進する。

●水利用設備機器の衛生に関する研究会、講演会の開催

◎グリス阻集器（グリストラップ）の排水基準と衛生基準に関する研究会・・・年1回（6月予定）

- ◎入浴施設の衛生管理に関する講習会・・・年2回（8月・2月予定）
- ◎空調機器の環境衛生管理に関する研究会・・・年2回（4月・10月予定）
- ◎レジオネラ感染症及び水の衛生に関する講演会・・・保健所等の行政機関からの要請により実施する。

●水利用設備機器の推奨認定

水利用設備機器を製造・販売している事業者より応募または依頼を受け、学識者のスタッフによる製品の衛生管理上の安全性を確保するための調査・研究を行い、安全性の高い製品を推奨する。

(3) 調査研究事業

●調査研究助成

水を利用する設備機器の衛生問題に関わる調査研究に対して、公募により申請のあった研究について、必要資金の全部または一部を助成する。

◎公募の時期・・・4月～7月

→8月中に選定→年度内に必要金額を算定・実行

◎成果の公表・・・翌年度中に成果をホームページ、広報誌の他、関連団体の会合、学会等で公表する。

◎上限金額・・・1研究あたり上限50万円×1～2案件

◎活用・・・行政機関に調査結果をもとに行政指導・立案に利用してもらう。

(4) その他

●会員の増加

全国6ブロックに活動の核となる正会員を設置する。

◎新規会員数（予定）：正会員10社、賛助会員0社

●その他本協会の目的達成のために必要な事業

水利用設備機器の衛生管理に関するコンサルティング

一般の施設からの要請により、適切な衛生管理に関するコンサルティングを行う。

●寄附金の募集と寄附品の提供

広く寄附金を募集し、本協会の推奨品など本協会の会員の製品を購入して公共の施設に提供する。

以上